

特定医療用建物の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（旧措法45の2②、68の29②）

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
特 定 医 療 用 建 物 の 区 分	1	平()旧45条の2第2項()号	平()旧45条の2第2項()号	平()旧45条の2第2項()号	平()旧45条の2第2項()号
事 業 の 種 類	2				
老 人 性 認 知 症 疾 患 療 養 施 設 等 の 種 類	3	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備	建 物 ・ 建 物 附 属 設 備
老 人 性 認 知 症 疾 患 療 養 施 設 等 の 名 称	4				
取 得 等 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
老人性認知症疾患療養施設等の取得価額	7	円	円	円	円
同上のうち特定医療用建物に該当する部分の取得価額	8				
同上に係る普通償却限度額	9				
割 増 償 却 率	10	$\frac{8 \text{ 又は } 10}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 10}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 10}{100}$	$\frac{8 \text{ 又は } 10}{100}$
割 増 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円	円
償 却 ・ 準 備 金 方 式 の 区 分	12	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金	償 却 ・ 準 備 金
適 用 要 件 等	13	〔平 19 旧 第 一 号 該 当〕 〔平 17 旧 第 二 号 該 当〕 老人性認知症疾患療養病棟に 入院する患者のための施設に 該 当 す る 旨 の 事 項			
	14	〔平 19 旧 第 二 号 該 当〕 〔平 17 旧 第 三 号 該 当〕 病院又は診療所のうち療養 病床に入院する患者のための 施設に該当する旨の事項			
	15	(平 17 旧 第 一 号 該 当) 介 護 老 人 保 健 施 設 に 該 当 す る 旨 の 事 項			

特別償却の付表（十九） 平二三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十九）の記載の仕方

1 この付表（十九）は、青色申告法人が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第45条の2第2項《特定医療用建物の割増償却》若しくは平成17年改正前の租税特別措置法（以下「平成17年旧措置法」といいます。）第45条の2第2項《特定医療用建物の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の29第2項《特定医療用建物の割増償却》若しくは平成17年旧措置法第68条の29第2項《特定医療用建物の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金を積み立てる場合を含みます。）に、特定医療用建物の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特定医療用建物の区分1」には、平成19年旧措置法第45条の2第2項各号又は平成17年旧措置法第45条の2第2項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、「平（ ）」内に該当年数を記載するとともに、（ ）内に該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、特定医療用建物を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「老人性認知症患者療養施設等の種類3」は、平成19年旧措置法第45条の2第2項各号又は平成17年旧措置法第45条の2第2項各号に掲げる介護療養型医療施設の療養病床等、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設（特定医療用建物を含む建物及びその附属設備に限ります。以下「老人性認知症患者療養施設等」といいます。）が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。

5 「老人性認知症患者療養施設等の名称4」には、例えば「〇〇病院」等のように老人性認知症患者療養施設等の名称を記載します。

6 「老人性認知症患者療養施設等の取得価額7」には、老人性認知症患者療養施設等の取得価額を記載します。

ただし、その老人性認知症患者療養施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金と

して積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「同上のうち特定医療用建物に該当する部分の取得価額8」には、老人性認知症患者療養施設等のうち平成19年旧措置法第45条の2第2項又は平成17年旧措置法第45条の2第2項に規定する「特定医療用建物」に該当する部分の取得価額を記載します。

8 「同上に係る普通償却限度額9」には、特定医療用建物に該当する部分の取得価額に係る普通償却限度額を記載します。

9 「割増償却率10」の分子は、次の特定医療用建物の区分に応じ、それぞれ次の割増償却率を○で囲みます。

(1) 平成19年旧措置法第45条の2第2項第1号若しくは第2号又は平成17年旧措置法第45条の2第2項第2号若しくは第3号に掲げる建物及びその附属設備に該当する特定医療用建物…「8」

(2) 平成17年旧措置法第45条の2第2項第1号に掲げる建物及びその附属設備に該当する特定医療用建物…「10」

10 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定医療用建物につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「老人性認知症患者療養病棟に入院する患者のための施設に該当する旨の事項13」には、その資産が平成19年旧措置法第45条の2第2項第1号又は平成17年旧措置法第45条の2第2項第2号に掲げる建物及びその附属設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(2) 「病院又は診療所のうち療養病床に入院する患者のための施設に該当する旨の事項14」には、その資産が平成19年旧措置法第45条の2第2項第2号又は平成17年旧措置法第45条の2第2項第3号に掲げる建物及びその附属設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。

(3) 「介護老人保健施設に該当する旨の事項15」には、その資産が平成17年旧措置法第45条の2第2項第1号に掲げる介護老人保健施設の用に供される建物及びその附属設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。